

平成30年4月改定 退院・退所加算(要支援算定不可)

退院・退所時におけるケアプランの初回と同様のケアマネジメントプロセスを評価。入院又は入所期間中につき、1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

加算の種類	算定区分	連携の回数	カンファレンスの有無
加算(Ⅰ)	イ	1回	無 450単位
加算(Ⅰ)	ロ	1回	有 600単位
加算(Ⅱ)	イ	2回	無 600単位
加算(Ⅱ)	ロ	2回	有 750単位
加算(Ⅲ)		3回	有 900単位

(有)とはカンファレンスに1回以上参加している事が条件

介護支援専門員が参加する「カンファレンス」とは、病院又は診療所の診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2」の注3の要件を満たすもの

①病院の医師又は看護師等(看護師、保健師、助産師、准看護師)と
②在宅の医療機関の医師又は看護師等
③保険医である歯科
④保険薬局の薬剤師
⑤訪問看護ステーション職員(看護師、リハ職)
介護支援専門員、相談支援専門員のいずれか3者以上が実施するもの

【居宅介護支援事業所としての考え方】

居宅支援の担当者	共同して指導を行う者	
	組織(機関)	担当者(看護師等)
介護支援専門員	①入院中の保健医療機関	1、保険医
		2、看護師、保健師、助産師、准看護師
	②在宅療養担当医療機関	1、保険医
		2、看護師、保健師、助産師、准看護師
	③保険医である歯科	1、歯科医師
2、歯科衛生士		
④保険薬局	保険薬剤師	
⑤訪問看護ステーション	1、看護師、保健師、助産師	
	2、理学療法士	
	3、作業療法士	
	4、言語聴覚士	

介護支援専門員と3者以上 = ①入院中の保健医療機関の担当者 + ②③④⑤の担当者のうち、2者以上

カンファレンスに参加した場合、カンファレンスの「日時」「開催場所」「出席者」「内容の要点」等について、「居宅サービス計画書」等に記録し、入院中の保健医療機関が利用者又は家族に提供した文書の写しを添付する事。

※「文書」=「退院時共同指導料」の情報提供したことが分かる文書